

最終報告に向けて検討する事項

平成 29 年 11 月の環境審議会の第一次答申に基づき、市は、次のとおり、大気環境目標値の一部改正を行った。

○ 市民の健康の保護に係る目標値の見直し

- ・微小粒子状物質（PM_{2.5}）の目標値を新たに設定。
- ・二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）の目標値の達成時期を平成 35 年度に定めた。

○ 快適な生活環境の確保に係る目標値を新たに設定

- ・大気が澄んでいて遠くが見通せるような状態が多くなることを目指すように浮遊粒子状物質（SPM）について目標値を設定。

また、第一次答申では、環境審議会で継続して審議する事項が次のとおり整理されていることから、これら事項について検討を行う。

○ PM_{2.5} 対策（中長期的課題） ＜資料 2 - 2 を参照＞

- ・シミュレーションモデルにより、検討した削減方策ごとに将来濃度を予測し、その予測結果を踏まえて、PM_{2.5} の効果的な対策を検討する。
- ・目標値の達成時期について検討する。

○ 0x 対策 ＜資料 2 - 3 を参照＞

- ・PM_{2.5} 対策とあわせて、0x の効果的な対策について検討する。
- ・環境目標値とは別に当面の目標を定めることについて検討する。
→ 第 9 回部会で検討され、再検討することとされた。

○ 快適な生活環境の確保に係る目標値 ＜資料 2 - 4 を参照＞

- ・PM_{2.5} 対策とあわせて、SPM について達成に向けた取組を検討する。
- ・SPM 以外の大気汚染物質についても検討する。
→ 第 9 回部会で検討され、設定しないこととされた。